

### 墓地等経営許可申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

申請者 住所又は法人の所在地

フリガナ

氏名又は法人名称

法人の代表者

電話番号

墓地等の経営許可を受けたいので、墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により申請します。

墓地等の種別	<input type="checkbox"/> 公益法人が行う事業型 <span style="font-size: 2em;">〔</span> 墓地 納骨堂 <span style="font-size: 2em;">〕</span> <input type="checkbox"/> 宗教法人が行う檀信徒型 <span style="font-size: 2em;">〔</span> 墓地 納骨堂 <span style="font-size: 2em;">〕</span> <input type="checkbox"/> 火葬場		
墓地等の所在地	横須賀市		
フリガナ			
墓地等の名称			
従たる事務所	名称	電話番号	
	住所		
管理者	氏名	電話番号	
	住所		
標識の設置年月日	年 月 日		
協議書の提出年月日	年 月 日		

- 注意事項
- ・訂正する場合は、その箇所を二本線で消し、書き直して下さい。
  - ・申請事項は、情報公開請求があった場合には横須賀市情報公開条例に基づき公開されます。
  - ・墓地等設置（変更）協議書の提出時と内容等変更があった場合は、変更部分等が分かる図面等の提出を求めることがあります。

事務処理欄（この欄には記入しないでください）

調査復命	月 日 調査 完備	指示	所長	課長	係長	担当者
	月 日 調査 完備	指示				
意見	.....					
	.....					
復命、発議	令和 年 月 日	決裁、許可	令和 年 月 日			
		完結	令和 年 月 日			
環境衛生監視員		台帳処理		照合		

第6号様式（裏）（第8条関係）

墓	面	全	体	平方メートル						
		墓	所	面積	平方メートル	パーセント	地	目		
		緑	地	面積	平方メートル	パーセント	地	目		
		積	そ	の	他	面積	平方メートル	パーセント	地	目
	駐車場の駐車数		台			墓所の区画総数に対する割合		パーセント		
	区		画		総		数			
			区画	<input type="checkbox"/> 一般墓地	区画	<input type="checkbox"/> 合葬墓	区画			
地	設	備	<input type="checkbox"/> 管理施設（ 平方メートル）							
			<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 給排水設備							
納	敷	地	敷	地	面積	平方メートル		地	目	
						造		建築延べ面積	平方メートル	
	骨		駐車場の駐車数		台		納骨区画総数に対する割合		パーセント	
	堂		設		備		<input type="checkbox"/> 管理施設（ 平方メートル）			
						<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 給排水設備				
火	敷	地	敷	地	面積	平方メートル		地	目	
						造		建築延べ面積	平方メートル	
	場		炉		の		数		基	設
								<input type="checkbox"/> 管理事務所（ 平方メートル）		
								<input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 休憩所		
自己所有地でない場所がある場合はその地番										
融資を受ける場合はその金融機関名										
備考										

添付書類

- 1 資金計画書
- 2 経営計画の収支見込書
- 3 申請時までの直近5年間（公益法人の設立時から5年に満たない者にあつては、設立時から申請書を提出する日の属する事業年度の前年度まで）の財務状況が確認できる書類
- 4 申請することを決議したときの議事録の写し
- 5 経営の許可を受けようとする者が宗教法人で、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要である場合は、承認書の写し
- 6 墓地等使用契約約款その他これに相当するもの
- 7 近隣住民等から出された意見及びその対応を記載したもの
- 8 その他市長が必要と認める書類
  - ・ 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有している場合は、当該土地に抵当権等が設定されている場合は、経営許可後1月以内に抵当権を抹消することが明記されている確約書。（この場合において、当該墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために設定した抵当権以外の権利が設定されていないこと。）
  - ・ 申請者が墓地等を設置しようとする土地の所有権を有していない場合は、経営許可後1月以内に当該土地を申請者に譲渡することが明記されている確約書（この場合において、当該墓地の造成等に要する費用の一部を銀行等から借り入れるために設定した抵当権以外の権利が設定されていないこと。）